

国立大学法人東京大学と柏市との連携協力に関する協定

国立大学法人東京大学を甲とし、柏市を乙として、甲乙両当事者は、その連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携協力を行うことにより、学術研究、人材の育成及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 前条に基づく連携協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学術研究の成果の活用
- (2) 知的・人的資源の活用
- (3) その他この協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項に基づく連携協力の実施にあたっては、必要に応じ別途申合せ等を定めるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年12月21日

甲 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学
総長

乙 千葉県柏市柏五丁目10番1号
柏市
柏市長

菅田 誠一

秋山 浩保